

日 時：平成30年10月2日（火）13:30～15:41

場 所：コープビル 6階 第3会議室

## 水産政策審議会資源管理分科会

### 第90回議事録

## 水産政策審議会第90回資源管理分科会

### 1 開 会

日 時：平成30年10月2日（火）13:30～15:41

場 所：コープビル 6階 第3会議室

### 2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員 亀谷 寿朗 嘉山 定晃 田中 栄次 柳内 克之 山川 卓

山本 勇

特別委員 井本 慶子 小杉 和美 白石 嘉男 菅原 美徳 津田 幸喜

船本 源司 三國 優 柳川 延之 山内 愛子 山下 久弥

### 3 水産庁側出席者

神谷資源管理部長 太田資源管理部審議官 藤田企画課長 中管理課長 黒川国際課長

岩本資源管理推進室長 藤井増殖推進部参事官

### 4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

1 開 会	1
2 議 事	
【諮問事項】	
諮問第303号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第三条第七項の規定に基づき基本計画の検討（平成30年漁期のずわいがにの漁獲可能量の改定）等について	2
【審議事項】	
平成30年漁獲可能量留保枠の配分（案）について（まあじ及びまいわし）	8
【報告事項】	
（1）太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について	12
（2）WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会の結果について	13
（3）IWC（国際捕鯨委員会）の結果について	16
（4）水産政策の改革について	19
【その他】	
3 閉 会	

○管理課長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第90回資源管理分科会を開催させていただきます。

私は本日の事務局を務めます管理課長の中と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておりませんので、御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたします。挙手をいただいた上で、マイクを持って、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について報告をいたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中6名の方に御出席をいただいております。定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

また、特別委員は16名中10名の方に御出席をいただいております。

それでは、次に配付資料の確認をさせていただきます。

御手元に、議事次第の下に資料1とあって、その下に資料一覧というものが入っているかと思いますが、こちらで確認をさせていただきます。

資料一覧の一番上、資料1が先ほど言いました分科会委員・特別委員の名簿となっております。

資料2が今回の諮問第303号のものでございまして、海洋資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の変更等についてというところでございます。また、資料2-1といたしまして、平成30年漁期ずわいがに漁獲可能量（TAC）の改定案についてが入っております。

資料3につきましては、平成30年漁獲可能量留保枠の配分についてということで、関連する資料が3-1、3-2とございます。

資料4が平成30年漁獲可能量（TAC）の配分総括表でございます。

引き続きまして、資料5以降、くろまぐろに関するものでございますが、太平洋くろまぐろの資源状況と管理の方向性についてというところございまして、これは5-1、5-2、5-3とございます。

また、資料6がWCPFCの北小委員会の結果についてのものでございます。

資料7がIWC総会の結果について、資料8が水産政策の改革についてというものでござ

ございます。

以上の資料が万が一御手元には、事務局の方に一声かけていただければこちらの方でまた準備させていただきます。

それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、万が一、撮影されている方がいらっしゃったら、御退席を願います。

それでは、山川分科会長、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 本日は皆様、御多用のところ御出席くださりまして、ありがとうございます。

では、座って議事進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、諮問事項が1件、審議事項が1件、それから報告事項が4件でございます。

本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、諮問第303号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討（平成30年漁期のずわいがにの漁獲可能量の改定）等について」に入ります。御検討いただく内容は、平成30年漁期のずわいがにのTACの期中改定についてです。事務局から、資料の御説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の岩本でございます。

まず初めに、諮問文を読み上げさせていただきます。

30水管第1529号

平成30年10月2日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本  
計画の検討等について（諮問第303号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成29年11月29日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

続きまして、TAC期中改定の考え方を説明させていただきたいと思います。

御手元の資料2-1、備考のところを御覧いただければと思います。

ずわいがにのTACにつきましても、平成29年度資源評価におきまして、近年の平均親魚量の維持シナリオというもので算出しましたABCのLimit（3,600トン）をTACとして設定したところでございます。このABCにつきましても、国立研究開発法人水産研究・教育機構の方から示された再評価結果におきましては、3,200トンと下方修正されてございます。

このずわいがににでございますけれども、その生活史から、親資源を一定以上に維持していく必要性が特に大きい種であること、これに加えて、平成31年以降は、加入量の減少が見込まれるとの予測が機構の方からされているということを踏まえまして、今後の加入量確保のために親資源を確保する必要性は高まっているということの考えのもと、TACを期中改定しまして、下方修正されたABCと等量の3,200トンとするということで考えてございます。

なお、配分につきましては、当初の配分と同様に第74回の資源管理分科会で承認されました「TACの配分シェアの見直しについて」に基づきまして、過去3年の漁獲実績を用いることを基本としつつ、関係業界との合意がある場合には、それを尊重してございます。

採捕の状況等に対応するものとして、TACの7%につきましては留保枠とすることも同様でございます。また、本件につきましては、現在、パブリックコメントを募集してございます。内容に大きな変更があった場合には、この資源管理分科会に再度、諮問をさせていただきたいというふうに考えてございます。

なお、関係する都道府県の知事の方からは、配分量についての特段の異論はございませんでした。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

田中委員。

○田中委員 田中でございます。

ちょっとコメントというか、なんですけど、恐らくこれは、漁業者の方は、オーケーだというか、合意があるんだと思うんですけど、期中であらかじめ割り当てられた量を減少させているわけですね。これ、くろまぐろで、漁期の後半に獲る人がそういう問題に直面して大騒ぎになりましたよね。

ですから、今後の課題として、やっぱりここは、ある程度ルールをつくった方がいいんじゃないかと。多分、今回は、都道府県の方から意見が出ていないということは、そちらは了解しているからうまくいっているのではないかなということなので、今後、よろしくお願いたします。

以上です。

○山川分科会長 何か、事務局からコメントございますでしょうか。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、期中改定につきましては、慎重な対応が必要というふうに考えてございますので、今後も期中改定につきましては、そのようなことも踏まえながら、検討させていただきたいと思います。

○山川分科会長 では、船本委員、よろしくお願いたします。

○船本特別委員 鳥取県沖合底曳網漁業協会の船本です。

先ほど、田中先生の方から了解をとということで言われたんですけども、私らは非常に困っています。というのが、最初に、先回の委員会の方で、3,600トンということで数%の減少、資源の状況を見て、やむを得ないということで了解させてもらった経緯はあるんですけども、このたび、漁期も迫って、それを3,600を400トンも、10%以上下げる、3,700トン、前年に比べたら、14%か15%ぐらいの率になろうかと思っておりますけど、これぐらい下がるわけです。

これは、我々の日本海A海区につきましては、自主規制で大きく、ABC、TACを見ながら、それに向かってどうしたらええだろうということで、毎年、毎年、休漁期にみんなで寄って、対策とかそういうのを検討してやっているわけですが、今期については、3,600に向かってやっておったということが本音のところでございます。

5月の会議の席で、来年、再来年の減少が見込まれる中で、自主的にTACを下回るようなところを設定したりして、出口の規制も考えていかないけんというのも、意見として、考え方の一つとして言った覚えはあるんですけども、ただ、今、これから、1カ月に迫ったところでこういう数字を出されますと、私らは当然、非常に困っているわけです。出口だから、終わりの方を管理して、それでやめればいいという話なんですけど、やっぱり、かにの世界と言いますか、かには漁業者はもちろん、自主規制、TACの出口規制を目指した自主規制と、それから、それに基づいた関連産業というのは非常に大きい世界だと思っております。

そして、そういう携わる世界というのは、ある程度の感触をにらんで、やっぱり半年前ぐらいから観光とか、いろいろな、流通とか、そういうかかわる産業も準備をしていくわけです。

そういう点で、やっぱり影響が非常に大きい魚種だと思っております。そういう意味では、やっぱりもう少し、ABCの調査が終わるのが時間的にこうだったということがあるのかもしれませんが、感触とか、そういうところで、あるいは、親の資源が減っているというのは、去年、おとしぐらいからわかっておったことですので、もう少し、やり方があってしかるべき決定の方法であってほしいなというふうに思います。

数字は数字で、それがロジックがおかしいとか、そういうことを申しているわけではないですけども、時期とか、そういうものを見直していただいて、きちんとというか、情報還元をもっと早くしていただいて、漁業者が準備ができる数字の発表であったりとか、そういうものにしていただけたらと思います。

それから、もう一つは、今日の一番おしまいに出てくる水産政策の改革についてということで、春ぐらいから具体化されてきたんですけども、これの中のTAC魚種のIQへの移行ということで、IQの算定基礎にならへんかということで、自主規制について、非常に弱腰になっております。自主規制に基づいてTACを目指してきた業界としては、引き腰になっている県とか、そういうのが出てきて非常に困っておりますので、そこら辺は、きちんとした政策をもう少し打ち出してもらって、今のところは関係ないということと言



っていただかんと、自主規制も及び腰になっているのが現状ですので、ぜひ2点と言いますか、時期とか、そういう改定の場合の、田中先生も言われましたけれども、ルールであるとか、それから間際でない改定であるとか、そういうのをきちんとしていただきたいというのが業界の意見です。

○山川分科会長 こういう御意見ございましたけれども、こういう数字を御提案されるに至った経緯とか、そういったところも含めて、もう少し御説明いただけるとありがたいかなというふうに思いますけれども。

○資源管理推進室長 今回、下方修正ということで、再評価結果を踏まえて、御提示させていただいたわけでございますけれども、ずわいがにというものが、特に親の資源が大事だということは、皆さん共通して御理解いただけていると思います。

また、先ほど説明いたしましたけれども、今後、将来的に加入量が少なくなるというふうなことも踏まえまして、事務局といたしましては、中長期的な見通しも踏まえて、資源管理の方をやっていきたいなというふうなことで提案をさせていただいてございます。

情報提供の方は、9月上旬のブロック会議の方で、前広に情報交換をさせていただいてございました。委員御指摘の時期は、この9月上旬でもまだ遅いということであれば、今後、さらに早められるかということにつきましては、調査を担当している課とも相談をいたしまして、検討していきたいというふうに考えてございます。

○管理課長 補足させていただきます。

問題意識というのは、もともとちゃんと、そういう予見可能性というものをきちんと漁業者の皆さんに担保しなきゃならないということだと思いますので、その部分の運用をどういうふうにやっていくのかということは、きちんとフォーマットを決めてやるように、やり方については考えさせていただきたいと思います。

○山川分科会長 この点につきましては、非常に大事なことだろうというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○船本特別委員 もう一点よろしいですか。

○山川分科会長 船本委員、よろしく申し上げます。

○船本特別委員 もう一点、ちょっと言い忘れたんですけれども、そのABCの算出根拠に自主規制でやっているのは、フロンティア漁場の効果とかそんなのが入っているやにちょっと聞いたんですけれども、例えば、禁漁区域の設定とか、自主的な禁漁区域の設定とか、そういうこともやっております、漏れている要素というのもあると思うので、も

う少し精緻なところにしていただいた上で、プラスアルファ要因も少し加えた上でしてもらわないと、数字が出て、そのままになりますと、それはそれで、ロジックとしてはきちんと成立しているんでしょうけれども、漁業者としては、ちょっと漁獲のポイントの、かにですので、年齢構成と言いますか、それが危ないので、将来の予想も立てにくいということで、1年待つようには思っておりますので、そういうことも含めて、予想しにくいということも含めて、やっぱり、そういう要素を踏まえた上で若干の修正というか、不安定要素を、この場合だとプラス要因に加えていただくとか、そういう柔軟な決め方をもう少ししていただけると、数字が出て、ぼっとなるんだったら、その要素を加えていただきたいし、運用上ももう少し柔軟にしていきたいなというふうに思います。

○山川分科会長 資源評価に関する御意見が出ましたけれども、水産庁の方から、それに関して、何かお答えいただけることありますでしょうか。

岩本資源管理推進室長、お願いいたします。

○資源管理推進室長 資源評価に関して、御意見いただきまして、ありがとうございます。今、委員御指摘の点について、資源評価の段階で、どのような形で反映できるかということについて、今後、検討していかなきゃいけないのかなというふうに感じてございます。

御意見を関係者とも共有しながら、今後の評価について検討してまいりたいと思います。

○山川分科会長 では、よろしくをお願いいたします。

他に、御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、先ほどの船本委員からの御意見がございましたけれども、今後、そういったことについて、きちんと御配慮いただくということを前提として、諮問第303号については原案どおり承認するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に御反対ございませんようですので、そのように承認をすることによってさせていただきます。

また、本件については、現在、行政手続法に基づくパブリックコメントを行っているという御説明ですので、内容に大きな変更があった場合は、委員の御意見を再度聞いていただき、事務手続上の部分的な修正だとか、あるいは文言の訂正とか、そういった軽微な修正等につきましては、私に御一任いただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問事項についての審議は以上とさせていただきます。

続きまして、審議事項に入ります。

審議いただく内容は、まあじとまいわしの漁獲可能量留保枠の配分についてです。

まず、最初に、まあじの配分について、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資料3-1に基づきまして、説明を行わせていただきます。

平成30年漁期につきましては、TACの実数に留保枠を設けさせていただきまして、来遊状況に応じて、不足が生じた場合に留保枠から配分するというふうな形で進めさせていただいているところでございます。

まあじにつきましては、これまで留保枠の配分について承認を求めるということはございませんでしたが、今般、漁期の第3四半期を終えた段階というふうなところでございまして、漁期末を見据えた対応として、今回、承認を求めるとございまして。

資料3-1の下の方に配分量算出の考え方というところがございまして、そちらの方を説明させていただきたいと思ひます。

まあじにつきましては、太平洋系群、また、対馬暖流系群とも、再評価結果を踏まえまして、留保枠から2割分を差し引いた分の9割、そこに書いてございまして、留保枠全体の72%を配分するというところで考えてございまして。

もう少し補足しますと、留保枠を設定させていただいた際に、再評価前には留保枠の全てを放出するのではなく、少なくとも2割程度残すというふうなことにしたところでは、これは、裏の参考、第85回資源管理分科会資料2-5の3のところの第1パラの方に書いてございまして。

このことにつきまして、今般、太平洋系群、また、対馬暖流系群とも、水産研究機構から示されました再評価において、ABCの上方修正はなかったということ、また、太平洋系群につきましては、平成29年度の資源評価について、減少とされていたことを踏まえまして、この2割分は残すことといたしました。

その上で、今後の不測の事態に備えて、1割分は引き続き留保枠に残して配分するというところを考えた結果、全体の72%を配分するというふうなことで御提案をさせていただいてございまして。

また、配分量につきましては、今、申し上げました数量の50%を均等割としまして、ま

た、残りの50%を実績割、具体的には、平成26年から28年の実績に基づきまして、算出した数量の和とさせていただきたいと思います。

また、配分を希望しない、もしくはその配分量引き下げの要望によりまして生じた数量につきましては、留保枠に戻すというふうな形をとらせていただいております。

具体的な数量につきましては、その上の表の中にございますように、太平洋系群につきましては、大中型まき網漁業で800トン、対馬暖流系群につきましては、大中型まき網漁業が8,500トン、島根県が7,000トン、山口県が3,500トン、長崎県が6,500トンというふうな形になってございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

特にございませでしたら、本件につきましては、原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、まいわしの配分について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資料3-2に基づきまして、説明をさせていただきます。

まいわしにつきましては、配分量算出の考え方は、先ほど説明しましたまあじとほぼ同じでございます。異なるのは、まいわしにつきましては、太平洋系群、また、対馬暖流系群とも資源水準は中位にございまして、再評価において、ABCが大幅に増加したということを踏まえまして、残りの留保枠全てから不測の事態に備えまして、1割分を引き続き留保枠に残して配分を行いたいというふうに考えてございます。

資料3-2の配分量算出の考え方のところを書いてございますように、太平洋系群、対馬暖流系群とも再評価結果を踏まえて、留保枠の9割を配分する。配分量は、今、説明しました数量の50%を均等割、また、残りの50%を実績割、平成26年から28年の3年間の実績に基づくもので算出した数量の和とさせていただきたいと思います。

また、配分を希望しない、または配分量引き下げの要望により生じた数量につきましては、留保枠に戻すということで考えてございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等、よろしく願いいたします。

柳内委員。

○柳内委員 柳内でございます。

まずは、大中まきも含めて、留保枠からの追加配分、ありがとうございます。そんな中で、大変恐縮なんですけど、ひとつ、今後に向けてのお願いということで一言申し上げさせていただきます。

近年、大中まきにおいては、日本近海の海水温が高い状況も手伝ってか、北海道沖のまいわし漁場により依存度が上がっている状況です。北海道沖での漁期というのが10月末までになっておりまして、全国のまき網レベルで見ても、9月、10月が、月毎のまいわしの漁獲量が一番伸びる状況なところなんです。

本日、10月2日に追加放出いただいたので、ぎりぎり間に合うとは思いますが、もうちょっと遅れると、こういう台風等々の天候悪化もあって、せっかくの漁場がありながら、漁獲枠に不安を持っての操業ということになりかねなく、TAC枠の有効利用というのが難しくなる局面もあり得るといふ漁業者の一方的な心配もございます。

北海道沖は、非常に脂の乗った、魚体も大きいまいわしが今増えてきておるところで、それを有効利用して、いわしの缶詰の増産等も進んできておるところです。そういった意味での資源の有効利用を促す意味でも、まき網向けへの追加留保枠放出というタイミング、今後、業界等と海洋環境を鑑みて、いろいろと連携として、御相談乗っていただきたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 今後に向けての御意見ということですけども、よろしいでしょうか。

今後、そういったことを、タイミングを逸しないように御留意いただくというようなことで、よろしく願いいたします。

他に御意見、御質問、ございますでしょうか。

では、特にならなければ、本件につきまして、原案のとおり決定するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が4件あります。

まず1つ目の太平洋くろまぐろの資源状況と管理の方向性について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 先ほどの審議のところで、資料4について言及するのを忘れましたので、資料4についてですが、今回御説明しましたものも含めまして、魚種ごとに平成30年の漁獲可能量の配分の総括表としてまとめさせていただいてございますので、御紹介させていただきたいと思います。

続きまして、報告事項の方に移らせていただきます。

くろまぐろ関係の報告事項、2点ございまして、まず、最初の1点目につきましては、関連する資料が5-1、5-2になってございます。

知事管理量の30キロ未満の小型魚におけます獲り控え数量の上乗せ措置について御報告をさせていただきたいと思います。この上乗せ措置につきましては、第3管理期間、前管理期間でありますけれども、この間に獲り控えを行った都府県の漁獲枠の残枠分につきましては、今期の第4管理期間の当該都府県の漁獲枠に上乗せするという考え方、この上乗せ数量の原資につきましては、第2管理期間と第3管理期間に超過した数量のうち、第4管理期間で差し引いた数量の範囲内で調整し、決定するというようになってございます。

前回の第89回の資源管理分科会の方で諮問をさせていただきました、くろまぐろの大型魚の留保の配分に係るくろまぐろの基本計画の変更、89回の分科会では、パブリックコメントがまだでございましたので、パブリックコメントを踏まえた上でというふうな形で説明させていただきましたけれども、そのくろまぐろの基本計画の変更までに関係する府県との協議を継続しておりましたが、協議が調いましたので、上乗せ数量の部分につきましても、基本計画の方に反映させていただいた上で、基本計画を変更したということでございます。

資料5-1には、くろまぐろ基本計画の新旧対照表を掲載してございます。第89回の資源管理分科会で説明した変更点に、今回、説明させていただいてございます上乗せ措置による変更点をあわせて加えたものというふうな形になってございます。

この上乗せ措置につきましては、3ページのところに、第5の1の(1)小型魚、この表に上乗せ措置に関連しました変更を、赤文字として新旧対照表で御提示をさせていただいてございます。

この資料5-1を溶け込み版とさせていただいたのが5-2というふうな形になってございます。

また、2点目なんですけれども、太平洋くろまぐろに関します小型魚から大型魚への振りかえにかかる部分について、御説明をさせていただきたいと思えます。

資料は5-3の方になります。これにつきまして、小型魚の漁獲可能量から大型魚の漁獲可能量への振りかえにつきまして、関係します都道府県における協議が調ったということから、くろまぐろの基本計画の第3の2の(2)に基づきまして、第4管理期間の漁獲可能量の振りかえ、これと、この振りかえによりまして、都道府県の配分量が変更となったことを9月28日に公表させていただいたことを御報告させていただきたいと思えます。

内容につきましては、資料の参考にに基づきまして、説明をさせていただきたいと思えますけれども、ここの都道府県、岩手県、石川県、福井県、京都府の方から、小型魚から大型魚へのつけかえということが御提案ありまして、それぞれ小型魚の枠を大型魚の枠につけかえるというふうな形での振りかえを行ってございます。

以上が事務局からの説明となります。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

嘉山委員。

○嘉山委員 このくろまぐろの小型魚の管理なんですけれども、7月から始まったところなんですけれども、ここの水産庁のこの立場で言うかどうかなんですけれども、県の中で、さらにこの1年の中を細かく分けていたりしているところがあるみたいなんですけれども、その細かい期間の中で、量を、期間内の量をオーバーしてしまったりして、その中で、ちゃんと報告がなされていないようなうわさを聞く県が何県かあって、それに対して、国としてはどういうふうな処置ができるかとかというのを、その辺を今後考えておいてもらった方がいいような気がします。

○資源管理推進室長 報告体制ということで、御意見をいただきました。水産庁の方では、これまでくろまぐろ管理において、3年間の期間を踏まえまして、第4管理期間をやってございますけれども、都道府県とも意見交換をさせていただきまして、漁獲量の積み上げ状況、やはりなるべく現場の状況を把握するというので、都道府県の方々とも意見交換させていただいてございます。

今、御指摘あったように、報告のタイミングがどうなっているかというところと、あと、正確に報告されているかというところだったと思いますけれども、これにつきましても、引き続き、関係する都道府県とは密接に意見交換させていただきながら、漁獲の状況をしっかりとモニタリングしていきたいというふうに考えてございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、特になければ、次の事項に移りたいと思います。

次の報告事項のWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会の結果について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理部審議官 審議官の太田でございます。よろしく申し上げます。

資料は6を御覧ください。WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会の結果についてというものでございます。もう大分、1カ月近くたってしまいましたけれども、9月の頭に北小委員会の会合が福岡市で開催されました。北小委員会の会合中にIATTC、全米熱帯まぐろ類委員会との合同作業部会というのを開催しております。というのは、くろまぐろは、北半球を東西にまたがって回遊しますので、西半分を担当するWCPFCだけで管理をしても、片手落ちになりますので、東半分を管理するIATTCとの合同作業部会というのを開催して、共通の管理措置を導入しようということで、こういう形になっております。

2つ目の参加国、地域でございますけれども、北委員会のメンバーとして、日本、韓国、米国、カナダ、クック諸島、フィジー、バヌアツ、台湾と、先ほどのIATTCとの合同作業部会には、IATTCのメンバーであるメキシコ、EUも参加して議論をしております。実質的にくろまぐろの管理措置の話は、この合同作業部会の中で議論する形になっていきます。

出席者ですけれども、私が政府代表としてやりまして、たくさんの業界の関係者の方も代表団として参加していただきました。議長は宮原農水省顧問が務めております。

結果概要ですけれども、既に皆さん、新聞報道等で御存じかもしれませんが、一番の関心事であった漁獲上限の増加につきましては、我が国から、小型、大型、それぞれ15%増加という提案を出しておったわけですが、多くの国、地域が、資源がいまだに少ない中で増枠は時期尚早であり、今回の会合では増枠に一切応じられないと主張し、合意に至っておりません。

もう少し具体的にお話しますと、議論は2つございまして、1つは、今のくろまぐろの



資源の水準が、いわゆる初期資源と言われている、漁業がなかったときに、理論上どこまで増えるかという水準のことを指しておりますけれども、その初期資源の3.3%しかない。

前回、2年前にやった資源評価で2.6%でしたので、3.3に増えているわけですがけれども、他のまぐろ類の水準からいくと、大体、国際的には初期資源の20%が最低ラインで、それに比べると、3.3%というのは非常に低いということで、そういう状況で増枠するのはちょっと早いんじゃないですかという話が1点。

それと、2点目は、今回、ISCというところが資源評価をやったわけですがけれども、そのISCが増枠をしてもいいよと言った一番の大きな要因としては、2016年の加入、いわゆる生き残りですがけれども、卵から生まれて、20センチぐらいまで大きくなって、漁獲対象となった数を指しますけれども、2016年の加入が非常によく、それが今後、資源の増加に寄与するので、一定の増枠が可能ですよというようなことを言ったわけですがけれども、増枠に反対していた国の意見としては、1年だけ加入がよかったからといって、すぐに増枠するというのは、やっぱり初期資源の3.3%という状況を踏まえれば、ちょっと早過ぎるんじゃないですかというような話もございました。

それで、当然のことながら、我々としても、去年のWCPFCの会合で、こういうことであれば、増枠していいよというルールを決めたわけで、我々はそのルールにのっとって提案を行ったわけですがけれども、去年、そのルールを決めた時点において、2.6%の水準ということがわかっていてルールを決めたわけなので、3.3%に増えた今年、ことし、どうして増やしてはいけないのかという話はしましたけれども、残念ながら、幾つかの国の理解を得ることはできなかったということです。

2016年の加入についても、実際、2017年の加入の指標も2016年と同程度にいいという暫定的な結果も出ていますし、現実的に、漁業者の方々が沿岸でたくさん小型魚を見られているので、そういう話もしましたけれども、2017年の加入の数字はISCによって確認されたものではないので、それは現時点では参考にならないということで、やはりこれについても、理解を得られなかったということもございます。

これを受けまして、資料に戻りますけれども、来年の会合において、ISCが資源の状況を改めて確認した上で、増枠に関する決定を行う旨の議長提案がなされましたけれども、我が国は立場を留保して、12月のWCPFC年次会合において、再度議論することになったということもございます。

これについても、もうちょっと詳しく説明いたしますと、この来年の会合においては、I S Cが資源の状況を改めて確認した上でというのは、資源の指標として、3つの数字がございまして、1つは、日本のひき縄のC P U Eですね、単位努力量当たりの漁獲量、もう一つは、日本のはえ縄のC P U Eですね、これは近海マグロはえ縄漁業のC P U Eですけども、あと、台湾のはえ縄のC P U Eと、この3つが基本的に資源評価のもとになっている指標なんですけれども、この数字を、I S Cが2017年の数字を見て、それで、その上で、ことしの勧告を変える必要があるかどうかというのを考えるということです。

増枠に関する決定を行うというのは、これは非常に日本語に訳するのが難しいんですけども、もうちょっと平たく言うと、増枠をするかどうかという決定を行うという意味で、必ず増枠をしなきゃいけないとか、そういう意味ではありません。

我が国が立場を留保した理由でございましてけれども、現場でも、たくさんの関係者の方がいらっちゃって、相談もしたわけですけども、これをいきなり、こうなりましたというふうに国内の関係者に説明しても、やはり、事前に増枠に対する期待は高かったことですから、なかなかそれを素直に、ぱっと受け入れる状況にならないんじゃないかということで、まずは、今回の、きょう説明したような形で、今回の結果がどうしてこうなったのかということ国内の関係者に説明すべきではないかということで、立場を留保しております。

ただ、現実的には、この前の議論を踏まえると、来年の増枠というのは極めて難しいと思っておりますし、現実的には、この議長提案を12月に受け入れるのが最善の方策ではないかというふうに考えております。

それと、2つ目でございますけれども、余った漁獲枠の繰り越しということで、都道府県毎に割り当てて管理をしている関係で、皆さんが一生懸命管理して、少しずつ余ったときには、日本全体として枠がもったいないので、漁獲枠の5%を上限として、繰り越してきるといふ提案をしてあったわけですけども、これについても、関係国の理解が得られず、合意が得られなかったということでございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御質問等なければ、次の事項に移りたいと思います。

次の報告事項のIWC（国際捕鯨委員会）の結果について、事務局から説明をよろしく  
お願いいたします。

○国際課長 国際課長の黒川でございます。

それでは、御手元の資料7に基づきまして、国際捕鯨委員会、IWCの総会がございま  
したので、その結果について、御報告をさせていただきます。

先ほどのまぐろの会議に引き続きまして、先月の冒頭、9月10日から14日にブラジルの  
フロリアノポリスという街で開かれました。現在、IWCの総会は2年に1回になってお  
りますので、2年ぶりの総会という形になります。

出席者は、ここに書いてあるとおりでございますが、我が省と外務省の方から、それぞ  
れ副大臣、政務官という政務レベルが出席しております。また、国会からは国会議員の先  
生方も御出席いただいたということであります。

会合の内容ですけれども、3のところが一番大きな課題であった我が国の提案について  
まとめております。今回、IWCの現況については、もう皆様御承知のとおり、反捕鯨の  
立場と、我々捕鯨を支持する立場が、それぞれの国をふやしてきているという経緯のも  
とで、非常に膠着した議論の状態になっております。正直、何も決められない、お互い  
がお互いをブロックして決められないという形になっておりますので、そういう現状を  
変えて、やはり国際機関としてあるべき姿に戻していこうと、そういうことを目指して、  
細字で書いておりますような提案をしております。

1つは、現在、我が国が拘束されているモラトリアムもそうなんですが、条約に基づく  
部分については、現行、4分の3の多数決で決めるという形になっております。したがっ  
て、支持国と反捕鯨国が大体、半々ぐらいですので、双方がブロックして、4分の3  
多数決はまず通らないというような状況になっております。

そういったものを変えていこうと、この関連小委員会という形で、コンセンサスを  
得たような、要は下の機関でしっかりもんで、皆が合意したような事項、これにつ  
いては、総会の可決要件を過半数に引き下げることによって、何かしら決められる  
合議体にしていこうと、戻していこうというような提案をしております。

また、②のところを書いてありますが、①の提案が通った暁にはと言いますか、それ  
に基づいてということなんですが、我が国が今、モラトリアムという形で、商業捕鯨  
を一切できない形になっております。それを資源が豊富な鯨種、例えば、今までの  
鯨類科学調査、いわゆる調査捕鯨で資源量が十分あるとわかった、例えば、南極  
のクロミンクジラである

とか、北西太平洋のミンククジラであるとか、そういったものについては、捕獲枠を設定できるようにしていこうと、こういうことを一括して提案をいたしました、

議論の概要、太文字に戻りまして、(1)以下で書いておりますが、反捕鯨国の方からは、IWCの改革の必要性は理解できるというような発言もあった一方で、ア、イ、ウと書いておりますが、商業捕鯨につながる提案はもう一切だめだと、非常にもう議論の余地すらないという門前払いの意見でありますとか、IWCのもとになっております国際捕鯨取締条約というのは、鯨類の保護と資源管理、これを両軸としてやっていこうという条約なんです、もうそれは条約の目的が実質的に変わったんだと、保護のみを目的で、彼らは進化という言い方をしておりましたけれども、こういったものなので、モラトリアムの一部解除のようなものを含むものは一切認められないであるとか、こういった重要な議案については、余りに議論が短いのではないかと。もっと、長期間でやっていくべきではないかというようなことを強硬に反対を表明いたしました。

我々、あたうることならば、先ほどのものを一括したコンセンサスという形で合意に導きたかったわけですが、今申し上げたような反対意見があったことから、投票という形になりました。

結果、賛成27、反対41、棄権2と、反捕鯨国、捕鯨の支持国の国の数の中で否決をされてしまったという形になります。持続的利用支持国の中では、例えば、デンマーク、これはグリーンランドが先住民捕鯨などをやっておりますので、そういったところが賛成をするかというふうにも思いましたが、やはりEUの統一的な意思というものが固くて、反対に回ったと。また、ロシアと韓国が棄権をしているということでもあります。

一方で、反捕鯨国の中でも、ニカラグアがやはり何らかの改革が必要だろうということで、賛成に回っていただいているというような結果でありました。

こういった投票が否決された後で、代表団として行っておりました谷合副大臣の方から、このような発言をいたしております。

まず、今回の提案の否決ということですが、その否決ということにとどまらずに、IWCにおいて、異なる立場を有する締約国が共存する可能性が否定されたと、もう明確に、そういった立場の違いが明確になったということで、そのことが遺憾であるということを示的に発言をいただいていると。

さりとて、IWCと国際捕鯨取締条約の目的を実現すべく、やっぱり日本は協力はしていくんだと。

その上で、ウですけれども、IWCが一切の商業捕鯨を認めずに、異なる立場や考え方が共存する可能性すらないのであれば、日本は締約国として、立場の根本的な見直しを行わなければならない、あらゆるオプションを精査せざるを得ないということを謳って、今回の会合を締めくくったということでございます。

裏面にまいりまして、その他の主な議題について書いてございます。

まず、(1)が南大西洋のサンクチュアリ、保護区を設置しようという、これはラテンアメリカ諸国がこの数回の会合、毎回出しておる提案でございます。これにつきましては、4分の3の多数決が必要ということでございますので、我が国などが反対した結果、これについては否決されたということであります。

また、(2)が、今回の総会のもう一方の大きなテーマでしたけれども、アメリカですとか、ロシアなどが行っております先住民生存捕鯨。これにつきましてはの捕獲枠を決める提案がなされております。これにつきましても、議論縷々ございましたけれども、最終的には表決の結果、可決という形になっております。

また、(3)これは開催国であるブラジルが、フロリアノポリスという街の名前をつけた、開催地の名前をつけた宣言をしようということで、決議を出しております。これは、例えば、IWCとしては、モラトリアムの継続性の重要性を確認すべきだと、致命的な調査、我が国が行っているような致命的調査は不要であるんだということに合意をするであるとか、こういった鯨類捕鯨、非致死的管理に関する問題にもっと十分な予算を配分すべきである、こういった我が国の立場とは反対の立場からする決議であったわけですが、過半数ということもあって、我が国が反対にもかかわらず、可決をされてしまったということでもあります。

(4)特別許可プログラムとありますけれども、これは我が国が南極海ですとか、北西太平洋で行っております鯨類科学調査。そのIWCでのレビュー手続をもう一度見直そうということで、部会が開かれておりました。

ここの概要のところ、①、②、③と書いてありますが、例えば日本が致命的調査の必要性を十分に立証していないですとか、レビュー手続が適切に行われていないんじゃないかと、さらにそういったことを踏まえて、もう一度レビューを受けるべきだというような、我が国の立場に反するような報告書が出ております。これを総会のレポートとして採択すべきであるというようなことが議題に上りまして、これにつきましても、過半数ということもございまして、結果的には報告書は採択されたという形になっております。

ただし、これは報告書、これは先ほど説明いたしました内容そのままということではなくて、我が国の反論と、その反論に同意する21カ国の国名をそのまま列記すると。言ってみれば、両論が併記されているような形で採択されたというような形になっております。

主なテーマは以上であります。

以上、総会の結果について、御報告であります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 ちょっと質問があるんですけども、4分の3多数決なんですけれども、裏面の方の、これ、全部、4分の3多数決で可決されてしまったんですか。

○国際課長 裏面の方の4分の3が要るのは、(1)と(2)、附表修正と書いてある議題だけが4分の3です。その他の(3)、(4)については、過半数、2分の1という形になっております。

○田中委員 というのは、一般的な決議という感じの内容ですね。

○国際課長 そうですね、はい。

○田中委員 わかりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、特になければ、この件はこれくらいにしたいと思いますけれども、次の事項の4番目、水産政策の改革についての報告なんですけれども、担当の企画課長がまだ到着されていないということですので、ここで一旦、休憩を入れたいと思います。20分休憩ということで、2時50分から再開ということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 まだちょっと時間早いですけれども、委員の皆様、ここにいらっしゃいますようですし、企画課長もお見えになりましたので、議事を再開させていただきたいと思っております。

では、報告事項の4番目、水産政策の改革について、事務局から御説明をよろしくお願

いたします。

○資源管理推進室長 その前に、前半の部分で資料をお配りさせていただいております2-1に修正がございますので、資料2-1をあけていただけますでしょうか。

ずわいがにのTACの改定案についてという資料でございますけれども、黄色のハイライト部分の一番下の合計ですね、1,826と、この数字が5,026というふうな形で、すみませんが、訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 1,826が5,026、これは、日本海へのA海域が足されていなかったという一番肝心なところですね。

では、水産政策の改革について、御説明、よろしくお願いいたします。

○企画課長 企画課長の藤田でございます。皆様方、私のためにお待たせしまして、大変申しわけございませんでした。それでは、座って説明をさせていただきます。

資料8でございます。水産政策の改革につきましては、5月31日にありました資源管理分科会で次長の方から中身を御説明しておりますので、その後の経過などについて、かいつまんで御説明をさせていただきたいというふうに思います。

1枚おめくりをいただきまして、水産政策の改革の経緯ということでございます。前回、前々回、資源管理分科会で御説明した翌日、6月1日に、農林水産業・地域の活力創造プランというものが改訂されまして、御説明した内容がそっくり位置づけをさせていただいているということでございます。

その後、6月15日に関連する閣議におきまして、計画が幾つか了承をされております。その中で、規制改革実施計画についても、今回、既に説明申し上げました内容プラスアルファという感じで位置づけをされているということでございます。

中身を一応おさらいということで、2ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、水産政策の改革の全体像ということで、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施するというところでございます。

それで、改革の中身につきましては、1つは資源管理ということで、しっかりした資源管理をして、使える資源というものをちゃんと持続的に維持していけるようにしようということが1つでございます。

一方で、遠洋・沖合漁業につきましては、今後、やはり若者が、労働力というものに着目した場合に、いろいろな産業との労働力の取り合いと言ったら言い過ぎかもしれませんが

が、そういう状況になりますので、乗っていただけるような船をつくっていただけるような環境づくりというものを考えていこうというものが1つでございます。

当然、この前提条件としては、資源管理をしっかりするということが前提条件になっているということでございます。

さらに、右側の養殖・沿岸漁業ですね。ここにつきましては、ちゃんと今の海面利用制度というものを、漁業権制度を維持しながら、今後、批判を受けないような形、ちゃんと使っていただけるような形というものを制度的に仕組んでいこうということでございますし、一部、養殖業につきましては、生産量の増大というものも考えていこうということでございます。

さらに、一番下にありますが、水産物の流通・加工ということで、輸出も視野に入れまして、いろいろな市場統合ですとか、品質管理の部分について、ちゃんと手当をしていこうということで、前提条件として、当然、ICTみたいなのは活用いたしますけれども、そういった形で、今後、漁業者の所得向上なり年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立を目指そうということで進めていこうということでございます。

それで、3ページと4ページがその改革のポイントということでございますが、この中身につきましては、一度こちらの方で御説明をしております。省略をいたします。

5ページも同じでございますが、これがまさしく詳細に次長の方から御説明をさせていただいたという内容でございます。

それで、大変恐縮なんですけど、15ページを御覧いただけますでしょうか。改革の中身につきましては、関係団体なり都道府県の方にはかなりいろいろな場所で説明をさせていただいております。そういった中で、やはり中身がありますし、相当ボリュームがありますし、あと、文章だけなかなか読んでも、わかりにくい部分もあって、御質問を幾つかいただいております。相当数ですね。その中から、主立ったものということでQ&Aを整理をさせていただいております。この15ページの一番上の①の水産資源管理（資源評価・資源管理）の部分ですが、やはり今後、こちらの分科会で御議論いただくことになろうかと思っておりますけれども、IQとかの導入に当たりまして、沖合と沿岸は大分事情が違いますよという意見を相当いただいております。

確かに、IQみたいなものになりますと、相当、大臣許可漁業、専業で、同じ漁法でと言いますか、ずっと追いかけていると言いますか、そういう漁業と、季節的な操業をしている沿岸漁業では違いますので、IQの導入に当たりましては、大臣許可漁業など、準備



の整ったものから順次導入していくなど、現場の実態を十分に踏まえて対応していくということで、御回答をしているということでございます。

さらに、その2つ下を御覧ください。TAC魚種が拡大した場合、底曳網漁業のように多くの魚種を漁獲する漁業種類について、いわゆる微小クォーターみたいな話になって、操業に支障を及ぼすんじゃないかということをおっしゃられています。ここにつきましては、海外におきましては、複数魚種の数量をグループ魚種として管理する事例もありますので、こういったものも参考にしながら、操業への影響に配慮した方法というものを検討していこうというふうに考えておりますし、やむを得ず、休漁せざるを得ない場合につきましては、その負担を軽減するための措置というものを検討していこうというふうに考えているというところでございます。

その下を御覧ください。TACによる国内だけ規制強化してどうするんだと、外国漁船の漁獲どうするんだということも、これもかなりおっしゃられています、当然のことでございますけれども、この日本のEEZ内の資源管理の取り組みの強化と並行いたしまして、関係国と共通に利用する資源につきましては、国際的な枠組みを通じてしっかり交渉していきますということで、同時並行的にやっていくということをおっしゃられています。

その下に、さらにMSYの話がかなりおっしゃられています。MSYそのものは国連海洋法条約で当然規定をされておりますし、いろいろな、要するに、漁業委員会でもMSYを目指して管理するというのは規定をされているということでございます。

あと、実際にMSYの理論、これを今の、現実的な資源管理の中でちゃんと科学的な知見としてMSYを算定し、それをうまく利用していこうということで考えているということでございますし、当然、MSYにつきましては、こういう資源評価の制度については、向上に努めるということで考えているということでございます。

あと、一番下になりますが、かなりIQを導入して、実績配分でやっていくと、大型の漁船だけが有利になるんじゃないかというような意見も伺っております。ここについても、配分の仕方につきまして、ちゃんと漁業者間で不公平感のないような形というものを考えてまいりたいというふうに考えております。

その次の16ページを御覧ください。ちょっと全部は説明できないので、飛ばしますが、真ん中の方に③遠洋・沖合漁業というものがございまして、漁業許可制度につきまして意見をいただいております。この漁業許可制度につきましては、漁船の大型化、IQを導入して、漁船を大型化するというのはいいんだけど、そうやってやると、沿岸漁業に対

して相当影響を及ぼすんじゃないかと、ちゃんと調整してほしいということを言われております。

これは、当然のことでございます。我々の方としては、ちゃんと沿岸と沖合の調整を行っていくということを考えてございます。ただ、一応、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、なお書きにございますように、今後、やはり就労人口が減っていく中で、若い人たちに漁業に着業していただく、漁業の中で就業していただくというためには、漁船の労働環境ですとか、居住環境改善のための大型化と言いますか、規制緩和と言いますか、そういったものは重要だと考えておりますので、そういったものができる環境づくりというものは必要だと、そういうことは御認識をしていただきたいということで、御理解を求めているということでございます。

その下でございますが、共同漁業権につきまして、かなり不安の声がありましたけれども、右側にありますように、共同漁業権につきましては、従前どおり漁協とか漁連のみに免許するというので、明確に位置づけをしていくというふうに考えているところでございます。

17ページを御覧ください。あと、優先順位を、免許する際に、漁業権の免許をする際に、優先順位を廃止する、それと継続利用を行うということにつきまして、かなりどうということなのかということで、御意見をいただいております。

一番上でございますように、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合につきまして、この継続利用を優先するというをちゃんと法律の中に位置づけをしようと思っております。

ですから、現在、漁協が管理者として免許を受けている場合が、例えば、養殖業とかでございませけれども、そういった中で、ちゃんと免許を受けている漁場を適切に使っていると、こういう場合には、漁協に引き続き免許するということが確認されると言いますか、そういう形で考えているということでございます。

あと、この適切かつ有効な活用の判断基準につきまして、その2つ下でございます、ガイドラインのようなものを定めるのかということで、非常に曖昧ではないかというような意見が多数いただいております。

この免許につきましては、都道府県の自治事務でございますので、こうしろとなかなか言いにくい部分がございますけれども、この具体的な判断の基準につきましては、全国で一定の判断基準がぶれないように、国でお示しをするということで考えております。ただ、

がちがちにしますと、地域の実情に沿った形ができませんので、その点については、ちゃんと配慮をした形でつくっていききたいというふうに考えているということでございます。

さらに、沖合等の養殖と書いているところを御覧いただきますでしょうか。沖合等に養殖区画を設定する場合に、かなり強引にやってしまうのではないかとということで、御懸念を示されているところが結構多数ございます。

沖合等に養殖の区画を設定する場合でも、今と同じように県がちゃんと意見を聞いて、漁場計画というものを定める中で決めていきますので、勝手に漁業者さんの、関係する漁業者さんの意見を聞かずにやるということは考えておりません。

当然、聞いていくということになると思っておりますし、あと、まさしく新たに区画を設定しようという場合に、そこに実際に海を使っておられる漁業者の方がおられる場合には、その方のちゃんと意見をお聞きして、影響がどうかというものを配慮した上で決めていくということになろうかと考えているところでございます。

次に、ちょっと飛ばして、大変恐縮ですけれども、18ページを御覧ください。

真ん中の方に養殖業の振興ということで掲げられておりますが、現在、養殖につきましては、マダイですとか、ブリにつきまして、いわゆるガイドラインによって、うまく国内の需給バランスが保たれていて、何とか漁業者さんがうまくやっているという背景があるのではないかと。それを一気に崩すと、相当影響が出るんじゃないかとということで、御意見をいただいております。

当然、その需給バランスの問題というものは考えていけないといけないということでございますので、右側にありますように国内外の需要をちゃんと見据えて、品目毎に戦略的なアプローチの仕方というものを考えてやっていこうというふうに考えております。

さらに、うまくセーフティーネットみたいなものを充実させて、それでできるだけ養殖業者の方々の懸念が生じないように取り組んでいきたいということで、御説明を申し上げているということでございます。

あと、漁協に関しましては、かなり、その下でございますけれども、プロを登用するという話について、どういうことですかということをおっしゃっております。

ここは右側に書いておりますように、漁業者の所得向上の観点から積極的に漁協の一番柱となっている事業の販売事業の強化に取り組んでいただくということでございますし、販売の専門能力を有する人を理事にさせていただくということでございますが、別に外からコンサルタントみたいな方を雇って入れろと言っているわけではなくて、当然、常勤、非

常勤の別を問わず、内部登用でも構わないというふうを考えているということを明らかにさせていただきます。

次に、予算の話、説明をさせていただきます。19ページを御覧ください。

6月15日に閣議決定された通称「骨太方針」と言っておりますけれども、これが、どちらかと言いますと、題名にありますように、経済財政運営と改革の基本方針ということで、今後、どういう分野に重点的にお金を国としてつぎ込んでいくか、方針を明らかにするものでございまして、この19ページにありますように、かなり今回、御説明をいたしました水産政策の改革にかかわる部分を、真ん中の方から言いますけれども、これらの改革を後押しするために云々かんぬんということで、予算措置について言及をさせていただきますということが、まず6月15日に位置づけをさせていただいたというものでございます。

次に、20ページを御覧ください。31年度水産予算概算要求の主要事項ということで、8月末に各省庁が自分のところの予算につきまして、対財務省にどういうものを要求していくかというのを明らかにしております。この右上にございますように、平成30年度の水産関係予算は1,772億円でございますけれども、総額で3,003億円の要求をさせていただきます。

中身は、水産政策のまさしく改革をバックアップするというので、1つは、左側、ちょっと字が小さくて恐縮ですけれども、1番目にありますように、新たな資源管理システムの構築ということで、資源調査・資源評価につきまして197億円、新たな資源管理に適合した操業体制の確立ということで62億円、(3)の漁業経営安定対策、これが括弧書きで書いていますが、いわゆる収入安定対策とセーフティーネットの事業ですね。燃油の高騰とかのときの話ですけれども、そういったものにつきまして、全部で527億円を要求している。それと、スマート水産業に関連したICTにつきまして、積極的に後押しするという形での17億円の要求というもので、新たな資源管理システムの構築に関する部分を要求をさせていただきます。

この他、2番にありますように、水産改革による漁業の成長産業化に向けた重点的な支援ということで、漁船漁業構造改革への支援、沿岸漁業の競争力強化、あとは養殖にかかるといいますね、先端的養殖モデル地域の重点支援とか。漁港機能みたいなものについても、所要の額を増額を要求させていただきますし、右側に移っていただきまして、漁業人材の育成・確保についても、増額の要求、増養殖対策につきましても、増額の要求ということで、措置をさせていただきます。

さらに、水産基盤整備についても854億円ということで増額の要求、4番でございますけれども、外国漁船との関係で、外国漁船対策等ということで、取り締まりに関連する部分につきましては336億円、あと、国境監視ですね、皆様方にやっただいて、そういう部分の水産多面的機能をちゃんと後押しするということで61億円というようなことで、要求をさせていただいております、まさしく、現在、財務省さんと折衝をしている最中ということでございます。

皆様方の御理解と御協力を得ながら、この法制度につきましても検討を進めておりますし、うまく理解が得られれば、できるだけ早い段階で、法制度につきましても、国会に提出して、成立をして、どんどん改革を進めていこうということで、作業を進めさせていただいているという状況でございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

田中委員。

○田中委員 田中でございます。

ちょっと資源管理ということで、意見というかコメントがあるんですけど、日本の資源管理が進まない理由の一つには、利害が不一致というのがありますね。もうかる人と規制受けるだけの人。その他に、もう一つは、そういうルールを守らないというか、そういう人がいるわけです。

例えば、そういう観点で言うと、法令遵守していない人としている人を同列でライセンスを与えるというのが、やっぱり根底的によろしくなくて、そこを差別化できるような強化の順位とか、そういうものを入れないと抜本的によくならないと思うんですね、都道府県によって、ちゃんと守っている県と守っていない県もあつたりするわけですから、現実問題としては。

ですから、そういうことを進めていかないと、本当に魚増えないですよ、密漁じゃないけど、現実にそういうことが起こってしまうので、ですから、正直者がばかを見ない、ここにさんざん、公平、公平というのが出てきますけど、実はそういうところで不公平も生じているので、その辺も御配慮いただけたらなというふうに、まず、そこがまず、思いました。

以上です。

○山川分科会長 御意見ですけれども、いかがでしょうか。

○管理課長 私の方から。そこはつくづく、私もくろまぐろの管理の中で、まさにルールを守る人と守らない人がいることによって、守っている人たちが、せっかく守っているにもかかわらず、その人たちが採捕できる分が採捕できなくなってしまうという事態もございました。そういったところで、ルールなり、あるいは運用の中でルールを守れば得するんだと、ルールを守らなければ損するんだということをきちんと認識してもらって、自分からルールを守っていただく形にする必要がある。どうしようもない混獲とかというのはまた別途考えなきゃならないんですけれども、そこはルールの中で対処していかなきゃならないということを認識しながら、水産改革も進めていかなければならないと考えております。先生からそういう御指摘もいただいて、まさに再認識するところでございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 山内でございます。ありがとうございます。

資料の3ページ目の2番、漁業者の所得向上に資する流通構造の改革の3丸目に資源管理の徹底とIUU漁業の撲滅を図る等のため、トレーサビリティの取り組みを推進ということで記載いただいている、これは大変重要な案件になってくるかと思えます。その一方で、このカバーされる範囲というのが、国内の資源管理の徹底だけなのか、それとも、国際社会においてかなり大きな問題になっている、IUU撲滅に寄与するような意味での輸入水産物等に対しても、しっかりこういった網をかけていくというところなのか、確認をさせていただきたいと思えます。

もし、輸入水産物の方が全くスコープに入っていないということになりますと、田中委員のお話にもありましたけれども、より一層国内の漁業者の方、いろいろな努力をされる中で、外から入ってくる輸入水産物と公正でない競争にさらにさらされるということになるのではないのかなというふうに懸念しております。

○山川分科会長 これにつきましては、藤田企画課長、よろしいですか。

○企画課長 ありがとうございます。

9ページを一応御覧いただけますでしょうか。右上に9ページとなっている、その③のところ、実はこの改革の内容になっておりまして、皆様御存じだとは思いますが、当然、規制をする、貿易制限で規制をしようと思えますと、内外無差別ということ

が前提条件になりますので、全部いきなりということは無理なんですけれども、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備をまず進めようとしておりますので、そういったことによりまして、内外にちゃんとした形をどんどん広げていこうということで、現在考えておまして、今、先ほど申し上げましたような国内の漁業管理制度がまず検討を先にさせていただいておりますので、この後、次に、このあたりを検討を進めていくということになろうかと考えております。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

柳内委員。

○柳内委員 IQについて、ちょっと私が勉強不足なのかもしれないんですが、概念だったり、運用という部分でちょっとお聞きしたいんですけれども、こちらの3ページの資料等にも書いてありますけれども、IQ超過について、ペナルティ措置というのは非常にわかりやすい考え方だと思うんですが、IQのように漁獲枠を細切れにしてくると、意外に深刻なのは、未消化の取り扱いじゃないかなと思っております。漁法、海域によって、混獲等もあつたり、海洋環境の変化等で、単一魚種の消化度合いというのが差が出やすかったりとか、複雑な日本近海特有の現象もあるんじゃないかなと想像します。そういった未消化の度合いが余りにも大きい場合、その放出を促す仕組みというのは、国はこの導入とともに考えているのかどうか、それは業界でやるべきことなのか、更に、それは権利上やっつていいのかどうかなど、要は、IQ枠というのは、魚を獲れる権利けれども、とらない権利も漁業者固有にある私有財産権的なものなのかとか、そういった点も教えていただきたいです。そういったことが抜けちゃうと、資源の有効利用や、魚種毎の枠等をトレードなど漁獲枠を有効に使うことがうまくいかないことで、過剰な既得権益というんでしょうか、何か生まれかねないのかなという心配を生むと思いますので、ちょっと、その辺も詳しく教えてください。

○山川分科会長 じゃ、企画課長、よろしくをお願いします。

○企画課長 同じ資料の7ページを御覧ください。

7ページの真ん中の方に⑤というのがございます。柳内委員がおっしゃるように、厳しいTACと言いますか、IQをやったというときに、結果的に消化されない部分が出ると、それはある意味、上手に資源を利用できていないという部分ができますので、これにつきまして、年度内に限りまして、何らかの国の許可のもとで、融通をできるというシステムを導入しようと考えております。

ただ、やっぱり、基本は個別に割り当てるといふことですので、それをちゃんと遵守する体制、きっちり管理できるという形は前提条件として確保しながらやっていくということだといふふうに考えております。

○柳内委員 おっしゃるとおり、融通できるという一文はあるんですが、この融通を提案した際に、拒む権利が漁業者にはあるのでしょうか。未消化残枠が深刻な場合はどうなるんでしょうね。年間の割り当てがあつて、残り1カ月なのに、8割残っているなんて人が融通に応じないなんてことがもしあつたら、それは固有の権利として、漁業者に与えられちゃっているのか。IQというのは、権利なのかどうかかわからないんですけども、どういふものなのかなといふ、ちょっと極端な例で恐縮なんですけど、不安があるような気がしています。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○企画課長 実際にIQを割り当てる話と、実際に掛け算で割り当て量が出てくる時の話で若干違うんですけども、今、多分おっしゃつたような話といふのは、今後の運用の話になるんですが、もし消化率が極端に悪い方については、やはりどこかで見直しをかけて、割合を出すときに、消化率が極端に悪い人については、次の割合をちゃんと割り当てるときには、その分、減るといふんでしょうか、そういう形になるようにしないと、おっしゃるように、不公平感が出るんじゃないかと思つております。

ただ、一方で、1回、年度末までといふか、漁期の中でとれるよといふものを強引になかなか取り上げるといふのは、ちょっとそれは難しいんじゃないかとは思つてはいますが、長期的に見て、ちゃんと消化していないと、自分の漁獲の量が減っていくような運用といふものを考えたらどうかと、今はそういうふうに考えております。

○柳内委員 漁獲枠に余裕があれば、次年度以降に長い時間かけて調整される、収れんされるといふのは理解はしやすいと思つてはいますが、かなりタイトなときに、年度末で余りに過剰に未消化枠を保持するといふことで国が指導が入つても、場面によつてはいいんじゃないかなとも思つたりもするんですけども、そういう調整機能を、誰かが正当な権利があつて、やれる余地があるのか、それはないのかといふのは、将来、小競り合いが生まれかねないような気はしていますので、そういった部分も考慮に入れながら、制度設計、もしくは運用の仕組みをつくつていただいた方が、漁業者は混乱しないで済むと思つてはいます。

もちろん、そういうのを回避するため、当初の枠を小さ目に出して、消化が早い人に留保を追加で配分するとかといふ違うやり方もあろうかとは思つてはいますが、そうなる



と、今度また、オリンピック方式に近いんじゃないかという御批判も生まれると思います。I Qは、導入すれば万能なわけじゃなくて、入れたがゆえの運用の難しさが伴うと思うので、それは試行期間、お試しの期間として、国が箸の上げおろしまで見守っていてもらう覚悟が要るんじゃないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 では、そういったことも御検討いただきながら、導入を検討していただくというようなことでよろしいでしょうか。

では、柳川委員、よろしく願いします。

○柳川特別委員 北海道の柳川です。今と同じようなことなんですけれども、今、北海道のT A Cの規制というのは地区割にして今やっているんですよね。当然、地区の陸上加工屋さんの処理に合わせるとか、ということで、個々のというよりは、地区で、地区I Qみたいな形で管理をして、非常に、特に太平洋の方なんかは非常にそれで管理されているとは思っているんですが、今みたいな、柳内委員のお話と同じ、それぞれの地区で守れば、要は、基本的に資源管理が一番のはずなんですよね。そのためには、T A Cを超えなければ、基本的には決められたT A Cの数量を超えないという方法を自分たちの地区で、こうやって分けましょうというような方法も認められるような、これはこれからの運用の問題なんだろうけれども、魚種によっては、さっき言った、船本さんがおっしゃっていたずわいがになって、1匹の単価が全然違いますから、いろいろなところで出てくるんだと思うんですけれども、魚種によっては、そんな、要は資源管理をするためにみんなが自主管理をして守っていくという方法も十分可能なのかなと思っているので、その辺も上手に、運用のところで活用していただきたいというのが本音ですけど。

○山川分科会長 これにつきまして、いかがでしょうか。御意見として承ったということでもよろしいでしょうか。

○企画課長 柳内委員の回答と同じようになりますけれども、I Qを実施したということになりますれば、それはあくまでも、最初の前提条件としては、個々の船がI Qをお守りいただくと、これが前提条件になります。ただ、おっしゃるように、I Qを導入することによって、うまく管理できているものが、逆にうまくいかなくなるということであるとすると、そこはちょっとやっぱり工夫をしないといけないと思いますので、融通できる、あと、しっかり責任を持って管理をしていただくというものはどういうものなのかというものをしっかり一緒になって検討させていただきたいというふうに考えております。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

船本委員。

○船本特別委員 今のI Qの関係でもう一点、希望というか、質問というか、あれなんですけれども、今、お話に出ているのは、でき上がりというか、I Q導入した際の問題点についてだと思うんですけれども、私が言いたいのは、現状、T A CをT A C魚種のずわいがにの現状でI QをT A C魚種は一応、原則的にはI Qを導入ということで、I Qを目指しているわけなんですけれども、それに向かって、問題が発生というか、問題意識がありまして、ここにも、7ページの④のI Qを導入のところにも書いてあるんですけれども、実績等と、要素として、当然だと思うんですけれども、入っているわけです。そうすると、T A C魚種である、今、ずわいがにの世界で何が起きているかという、ずわいがにの自主規制、入り口で自主規制をして、出口のT A Cを守ろうというようなことをずっと今までもやってきて、それで効果を出しておるんですけれども、I Qの算定基礎になるから、自主規制は嫌だというところで、前半のT A Cの話の中でもちょっと申し上げたんですけれども、そういう自主規制に対して及び腰になっているのが現状だと思うんです。

ということは、やっぱり資源管理のためにI Qを導入するのであれば、逆行しておるようなことが今起きているんじゃないかと思うので、実績等をとってもらって、適正な配分值でも結構ですので、実績も考慮せないけんというのもわかりますけれども、何か矛盾を感じているところでして、ましてや、T A Cでずわいがにがこれだけ抑えられようとしているところに、自主規制に及び腰になってもらうと困るようなところもあるので、ぜひ、そのところは適正な目標を、適正に遵守するというようなことも盛り込んでありますけれども、言葉としては、観念論としてはわかりますけれども、具体的にやっぱり適正な目標をしてもらうような準備も、準備段階からできるような方法をもう少し考えてもらえたら、ありがたいというふうに思いますので、その点について、お願いします。

○山川分科会長 では、中管理課長、よろしくお願いします。

○管理課長 運用面の話でもありますので、ちょっと私の方から説明させていただきますけれども、先ほども、その辺、御指摘をいただきましたが、基本、その実績に基づくということは実績に基づくにしても、その実績というのが、フリーにとっていた中での実績なのか、そういう一部の人が自主的管理を行って、他にフリーにとっている人がいるような状況の中での実績なのかというのは、当然それは考慮すべき話でございます。

ただ、自主的に資源管理とは言っても、その意味は、例えば、たまたまその前の年ぐらいから、余りとれなくなっていて、むしろ、他の魚がとれるようになったので、ここしば

らく休漁し、他の魚を獲ろうといった休漁なのか、本当に資源がせば詰まってきて、これをちゃんと守らなきゃならないという中で、皆で合意してやった自主的な管理なのかと、それはいろいろパターンがあると思うんですね。

そういうものをきちんと考慮した上で、その年の実績というのをどう評価するのかというのは、そういう考え方については、今後、IQ導入とかまでには時間がございますので、そういうことをきちんと検討した上で対処してまいりたいというふうに思います。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○船本特別委員 今、現状がもう及び腰になっているところがあるので、そこら辺のあたりをよく漁業者にも、業界からも説明はしますけれども、水産庁さんの方からも各地の事務所さんなりを通じて、よく周知をしていただけたら、ありがたいなというふうに思います。

○山川分科会長 では、そういうことで、よろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 田中でございます。

先ほど、北海道の柳川委員の方から、地区で分ければいいという話、出ていましたけど、まさにそれは、日本的な発想で言うと、そこまで分ければいいと思うんです。欧米と日本の違いは、欧米はもう、あなたと私は完全な敵、ライバルという関係なんですね。ところが、先日、一部の人しか聞いていないかもしれませんが、くろまぐろは地域毎に集団で個別に割り当てて、一部は留保して、余ったらみんなで分けるとか、余計にとったやつは取り上げるとか、そのグループで管理する、そういう集団的な管理する能力があるわけですね。恐らく、北海道もそういうことができているわけです。これは日本の社会の特色なんですね。それを全部個別に、細切れに分けるのがいいのか、簡単に言うと、漁場が独占できるというのが一つの条件なんですよ、その集団。つまり、その集団は、その地域は、すけとうならすけとうの漁場を独占しているわけです。部外者はいないわけです。

だから、その人たちで話し合えば、管理が成立するんですよ。だから、個別割り当てをするときには、そこまで分ければ、日本の場合は相当数、成功するはずだし、個別に分けちゃっておいて、後でいざこざする問題を起こすよりは、多分、円滑にやりやすいはずなんですね、沿岸漁業にとってみれば、ということも御検討いただきたいなというふうに思います。

○山川分科会長 事務局の方から、何かそれに対しまして、コメントございますでしょうか。

中管理課長。

○管理課長 目的は、数量管理をきちんと達成していくことです。そのために、どのようなやり方が最も効率的かというところだと思いますので、I Qによって、いろいろなメリット・デメリットというものもございますから、我々はI Qを目指して、可能なところから目指していくという中で、状況を見ながら、柔軟に対応できるような、仕組みにしていかなければならないと考えております。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

亀谷委員。

○亀谷委員 I Q枠について、ちょっと教えていただきたいんですけども、各船、枠が与えられて、操業して、少しずつ余ったものは譲渡できるということでございますけれども、その場合は、例えば、まき網船の余った枠をはえ縄船がもらうとか、沿岸の定置網、刺し網がもらえると、そういうところまで考えているのでしょうか。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○企画課長 現在はそこまでは考えていません。というのは、どういう形かという、管理区分みたいなものを、今でも配分の単位というものを大臣管理漁業であると、大中型まき網とか、沖合底曳網漁業とか、さらにその中で区域というものを指定しておりますので、恐らく、その区分の設け方によって、融通の可能性というのが変わってくる。

当面の間、いきなり、そういう漁業種類を超えてみたいなことになると、恐らく管理が混乱するので、もうちょっとI Qを実際に運用してからの話になるんじゃないかというふうには考えておりますけれども。

○亀谷委員 ありがとうございます。

それともう一つ、I Qの導入した漁業種類については、トン数制限などの漁船の大型化を阻害する規制を撤廃するという方向になると思うんですけども、例えば、この漁船の大型化と言いますと、これは新しい人たちを雇い入れるために、居住環境とか、それから作業場の安全性を高めるために、トン数が必要だとか、そういう差し迫った改革というのは、今、他の漁業等でやっているんですが、これは別にI Qを導入しなくても、これは優先的に早く解放していただきたい問題だと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○企画課長 おっしゃるとおり、亀谷委員が属されているというか、やっておられる漁業種類のお話と、実際に沿岸で、沿岸域というか、沿岸沖合域で、いろいろな漁業種類がふくそうして操業しているところでは、ちょっと前提条件が違いまして、ここで、どちらかという想定しておりますのは、大中型まき網漁業とか、沖合底曳網漁業のような漁業種類というのは、まさしく沿岸漁業と同じような漁場、隣り合う漁場で操業しているものですから、そういったものについては、ちゃんとIQみたいなもので、獲る上限みたいなものがキャッピングされないと、なかなか沿岸の方と、船を大きくするとかについて理解を得るとするのは難しいだろうということで、位置づけをさせていただいております。

一方で、遠洋まぐろはえ縄漁業とかにつきましては、これまでもかなりトン数階層ランクというものを緩和をして、できる限り、業界の中で、工夫をできるようにしてきましたけれども、その点につきましては、今後もまさしく業界さんとよく話をして、秩序をどういう形で構築するかという中で、工夫できるものは、引き続き工夫をして、できる限り、緩和できるものは緩和するというように考えているということでは間違いございません。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

山本委員。

○山本委員 山本です。

今回の改革案、本当に規制改革から始まって、当初、我々、業界とは大きく意見が乖離するような形で進められた中で、水産庁も徐々に業界の意向を随分取り入れていただいて、きょうも全漁連、福岡で組合長さん方に説明会をやっていますけれども、全国に50カ所以上の説明会をやって、大詰めのところに来て、業界としては、この改革案を受け入れる方向で今やっていますけれども、当然、水産庁もそういう形で十分、意見を聞いていただいていると思っておりますけれども、1点、お尋ねしたいのは、今年度当初予算が1,772億円から一気に3,003億円になった。これ、今後、財務省との折衝があるんですけども、当然、改革を行うためには、予算も伴うということで、そういう話を常にやられていくと聞きまされたけれども、今回、我々から見ても、随分大型予算をつけていただいたなというふうに考えていますが、これはこれで、最後のところまで押し切っていけるんですか、行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山川分科会長 藤田企画課長、いかがでしょうか。

○企画課長 それは、私どもとして、できる限りのことを最後まで確保できるように頑張るということだけ申し上げたいと思います。

○山本委員 基本的には大きく変わろうとしているので、期待をしていますし、資源管理、資源管理と言われながら、やっぱり、日本全国は広範囲でありますので、資源が潤沢にあるところと資源が本当になくなっている、これはもう資源管理する以前の問題みたいな水域、海域も本当にありますし、私は大分県ですけれども、漁船漁業、何を獲るのという、底びきにしても、本当に獲るものがない、豊後水道では、この五、六年前は結構たちうおが、たて縄とか一本釣りで結構揚がって、韓国に輸出されて、結構いい値で取引されていたんですけれども、これがまたほとんど皆無になっている。

資源管理の中で、結局、まき網が小さい、昼間小さいまき網がたちうおをとってしまう。これも一方では、本当に権限がある中でやられているから、クレームつけるわけにはいかない。本当にこういう、とらないことによって、資源が大きく増えるだろうという、そこに稚魚が下がっている魚は、本当に重点的に資源が大きく減っている海域については、そういうことも、幾ら権利があるから、とっていいですよじゃない。

やっぱり、太くなれば、3倍も5倍も値段もしますので、そこまで待つて、とられるような形に、何とかそこまで手をつけていただかないと、簡単に資源管理と言いながら、資源管理が合法的にやられている漁業っていっぱいありますので、その中で、資源管理もなかなか厳しいものがあるなというふうに考えていますので、何か方策があれば、それもお願いしたいなと思います。

○山川分科会長 では、予算折衝に当たっては頑張ってくださいませよう、よろしく願いします。

他にございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、その他に移りたいと思います。その他ですけれども、何か委員の方からございますでしょうか。

ないようであれば、次回会合の日程について、事務局から御案内をよろしく願いいたします。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございますが、11月下旬を目途に開催をお願いしたいと考えております。何か緊急な必要が生じて、それ以前に開催することとなる場合には、できるだけ早期に御連絡をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、日程につきましては、後日、事務局から調整させていただきたいと考えておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いた

しました。

本日は、長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。